

コンテンツ違法サイトに対する対策案

瀬尾太一

2018.8.24

1) 対策に関する基本方針

コンテンツの違法流通を図るサイトに対して、効果的な抑止、対策を講じるために、下記の基本方針を策定し、総合的な効果を得ることが必要だと考えられる。

<基本3施策>

1) 対策の中心となるべき組織が必要である。(対策の中心を策定・対策主体)

まず、違法サイトであることを広い範囲のステークホルダーで認識し、対策を講じるべきであるとの認定を、対策初期の段階で行うことが必要である。この決定を行う組織が必要であり、その組織は権利者、ISP、広告代理店、技術的有識者などによって、公正に組織されるものでなければならない。

2) 違法サイトを閲覧させない、またはサイト自体に対する対策が必要である。 (事前・直接対策)

基本的にサイト閲覧を抑止する事前の対策と、サイト自体を存続させなくするための直接的な対策である。これには、サイトに対する中止要請に始まり、訴訟を提起する、などの対策が含まれる。

3) 違法サイトを社会から隔離する対策が必要である。(間接対策)

サイトを社会的に隔離させる間接的な対策である。これは広告の出稿停止や、クレジット会社の支払い停止、サイトブロッキング、フィルターリングなどの対策を含む。

※上記3点を総合的に運用することで、基本的にコンテンツ違法利用サイトを下記の状態に置くことが重要

→犯罪であることを社会的に認知、浸透させていく

→設置しにくくする(採算が取れなくする)

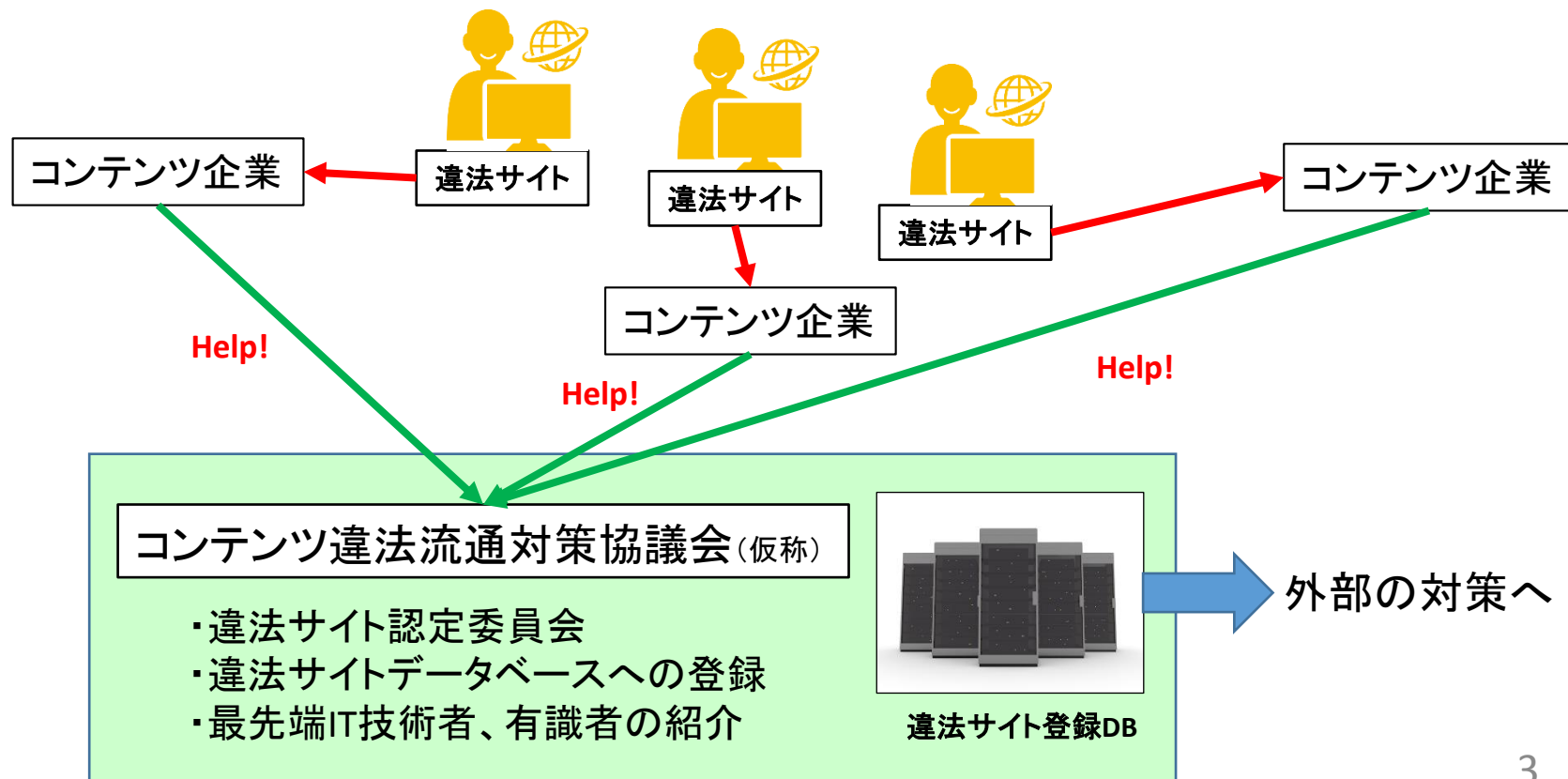
→設置されても速やかに、社会から隔離する

2) 対策の中心を策定・対策主体

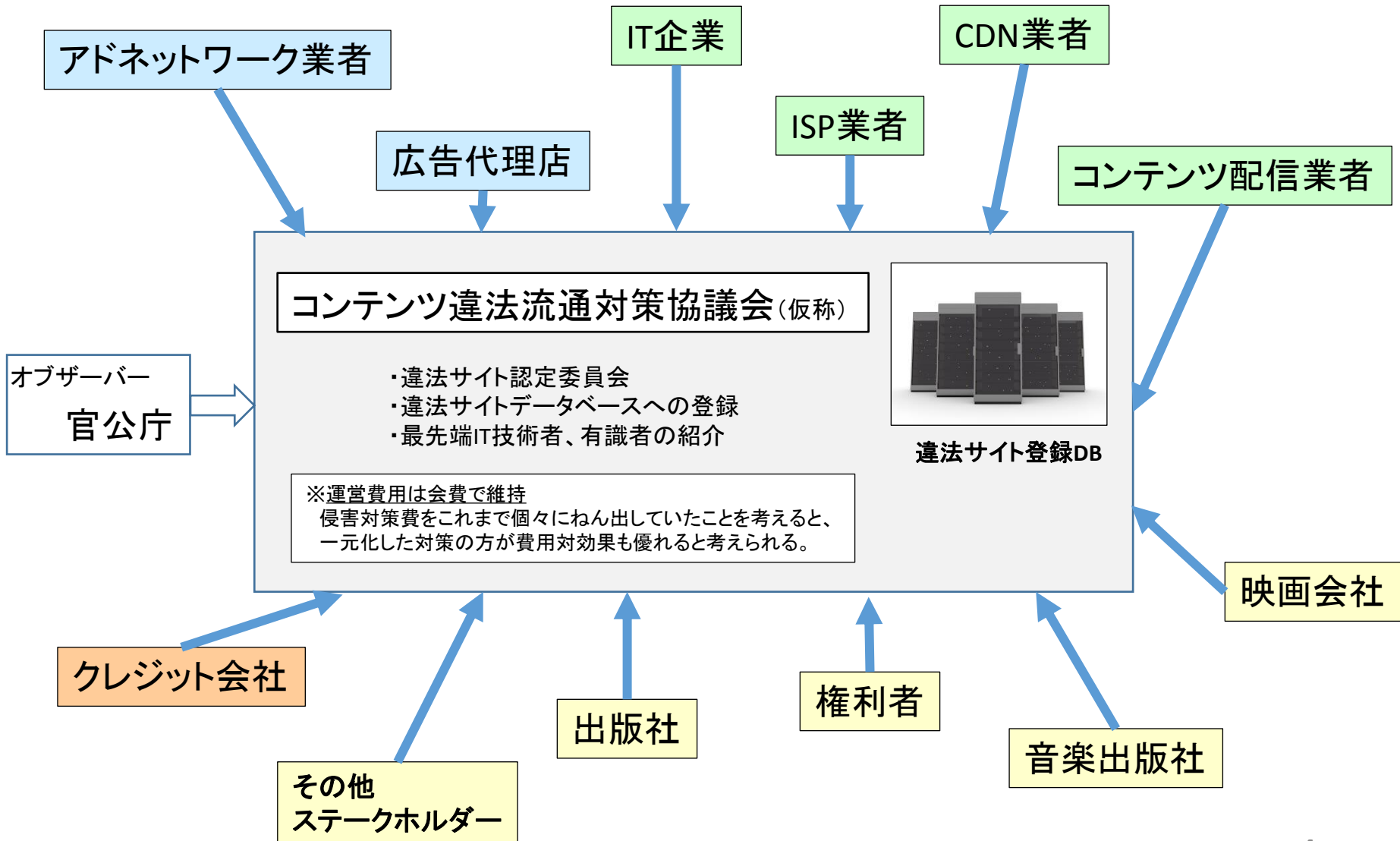
被害を受けるコンテンツ企業は、いかに規模が大きい場合でも、違法対策に向けて、ITの専門家を擁する部署を保持している場合は、多くはないと思われる。そして、ITの進歩は急激であるために、最先端の知識を有する人、企業、団体と同等の技術的対応能力を個々の企業が保持することは経営的な見地から言って困難であろう。

また、違法サイトに対策を行おうとした場合、広い範囲のステークホルダーによって、迅速に違法サイトであることを認定する必要がある。

このようなことから、迅速で効果的な違法サイト対策を講じるにあたっては、違法サイト認定のデータベースを保持する、対策の中心組織が不可欠である。この対策の中心組織は、民間によって自立的に運営され、権利者、利用者、関係者などバランスのとれた運営が必要であり、経済的にもそれぞれのステークホルダーによる、応分の会費で運営されるべきものである。

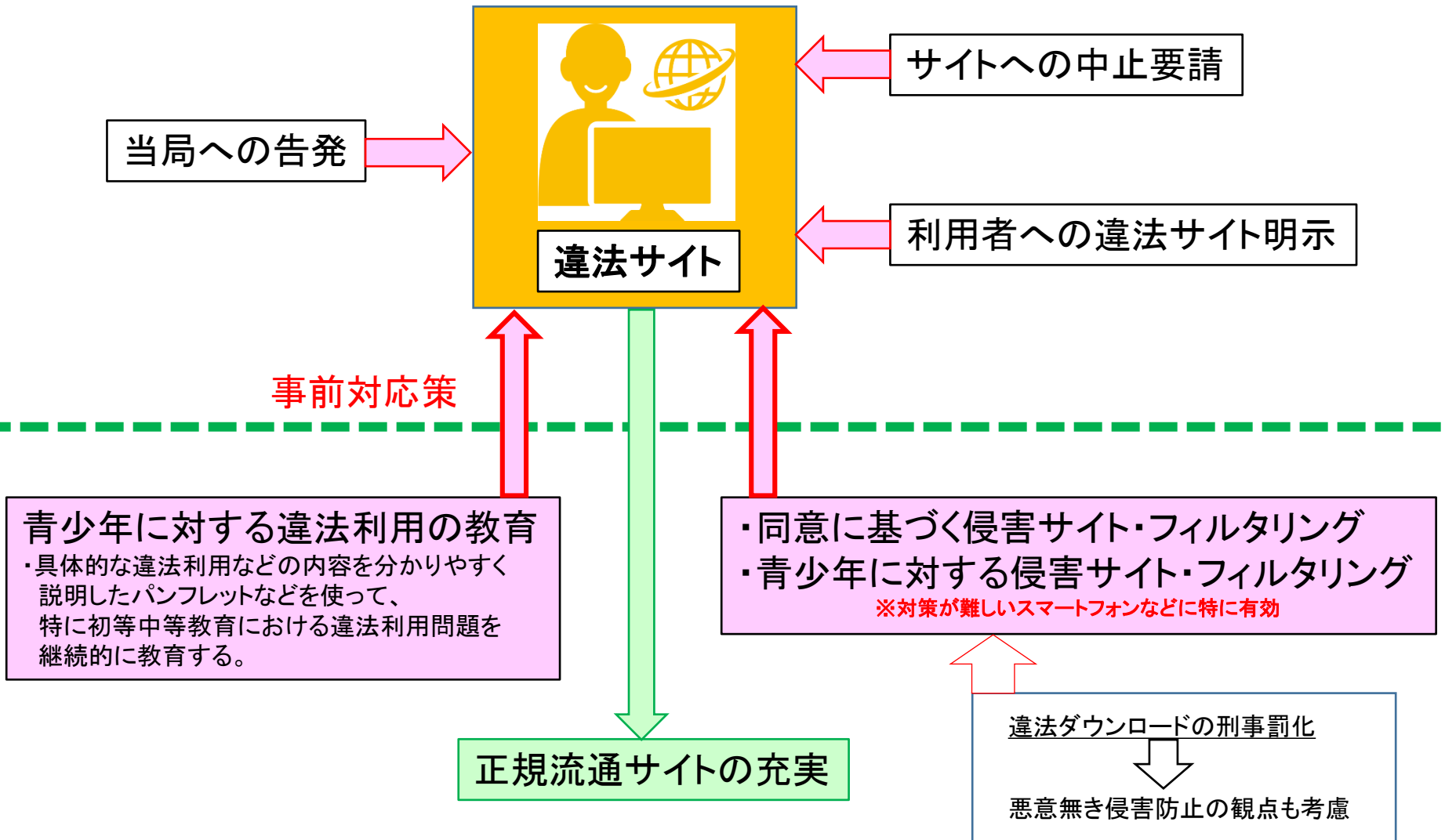


2) 対策の中心を策定・対策主体



3) 違法サイトを閲覧させない、またはサイト自体に対する対策（事前・直接対策）

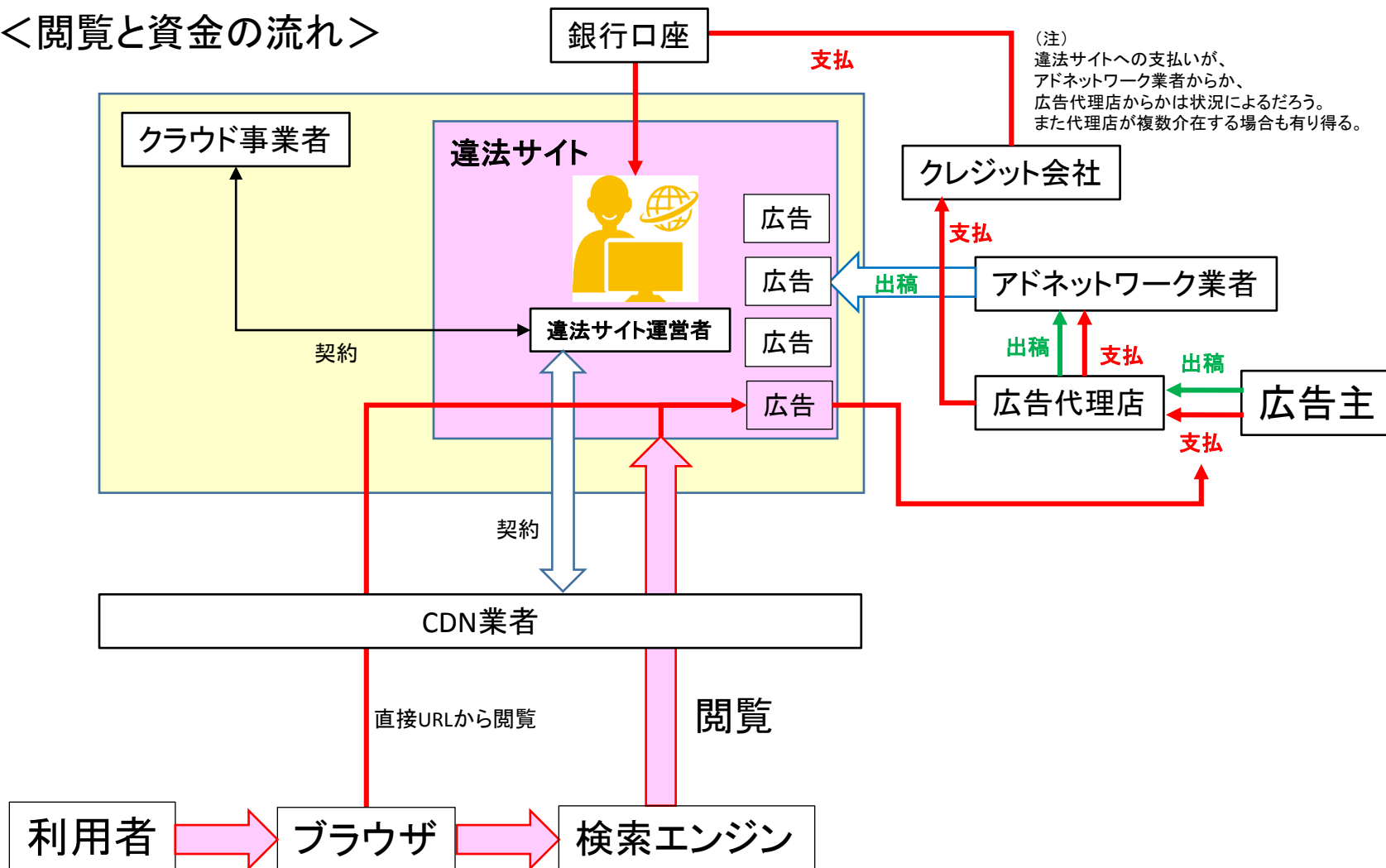
※違法サイトが本格的に機能する前に阻止する方策



4) 違法サイトを社会から隔離する対策(間接対策)

※機能してしまった違法サイトを速やかに阻止する対策

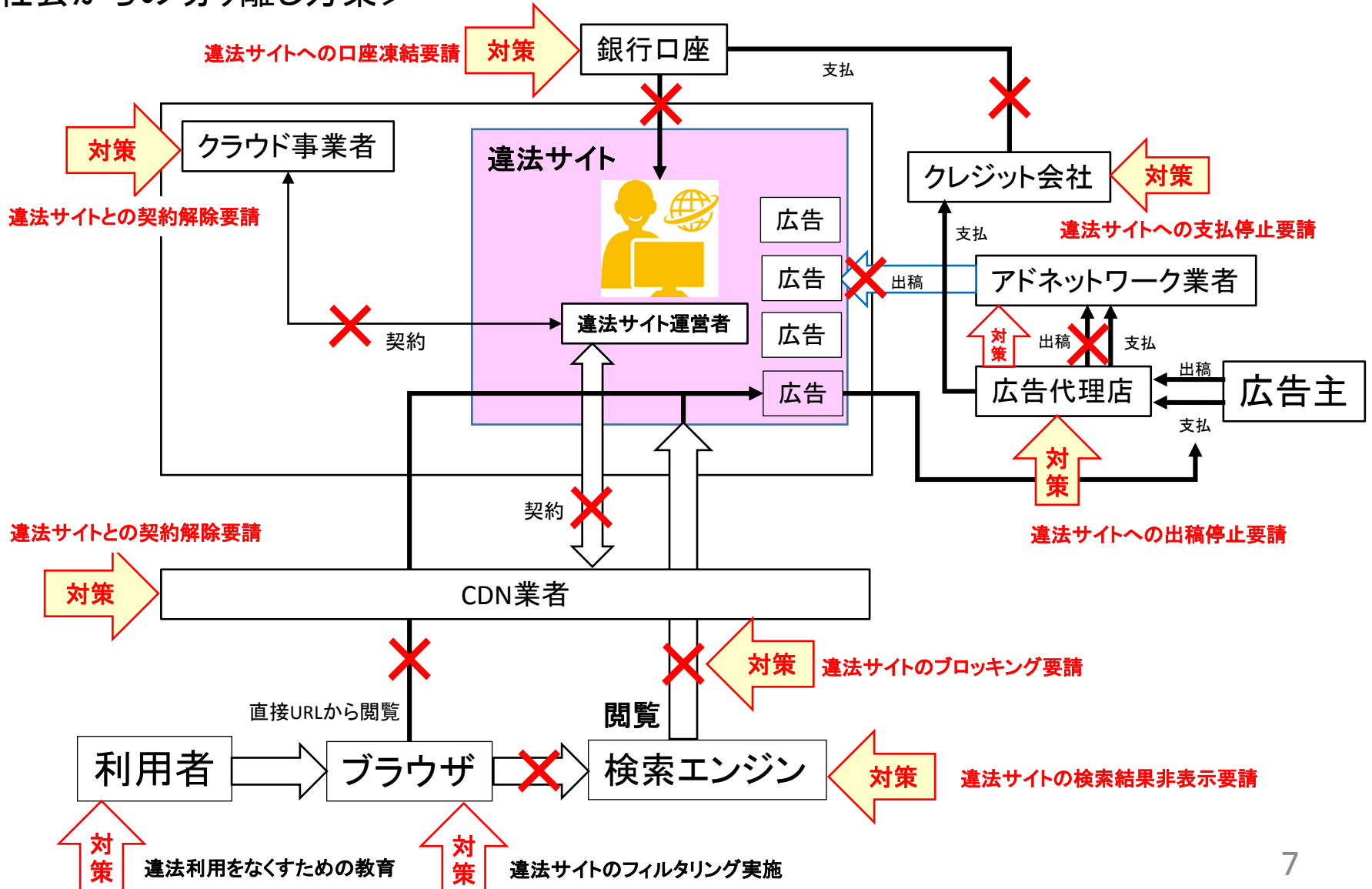
<閲覧と資金の流れ>



4) 違法サイトを社会から隔離する対策(間接対策)

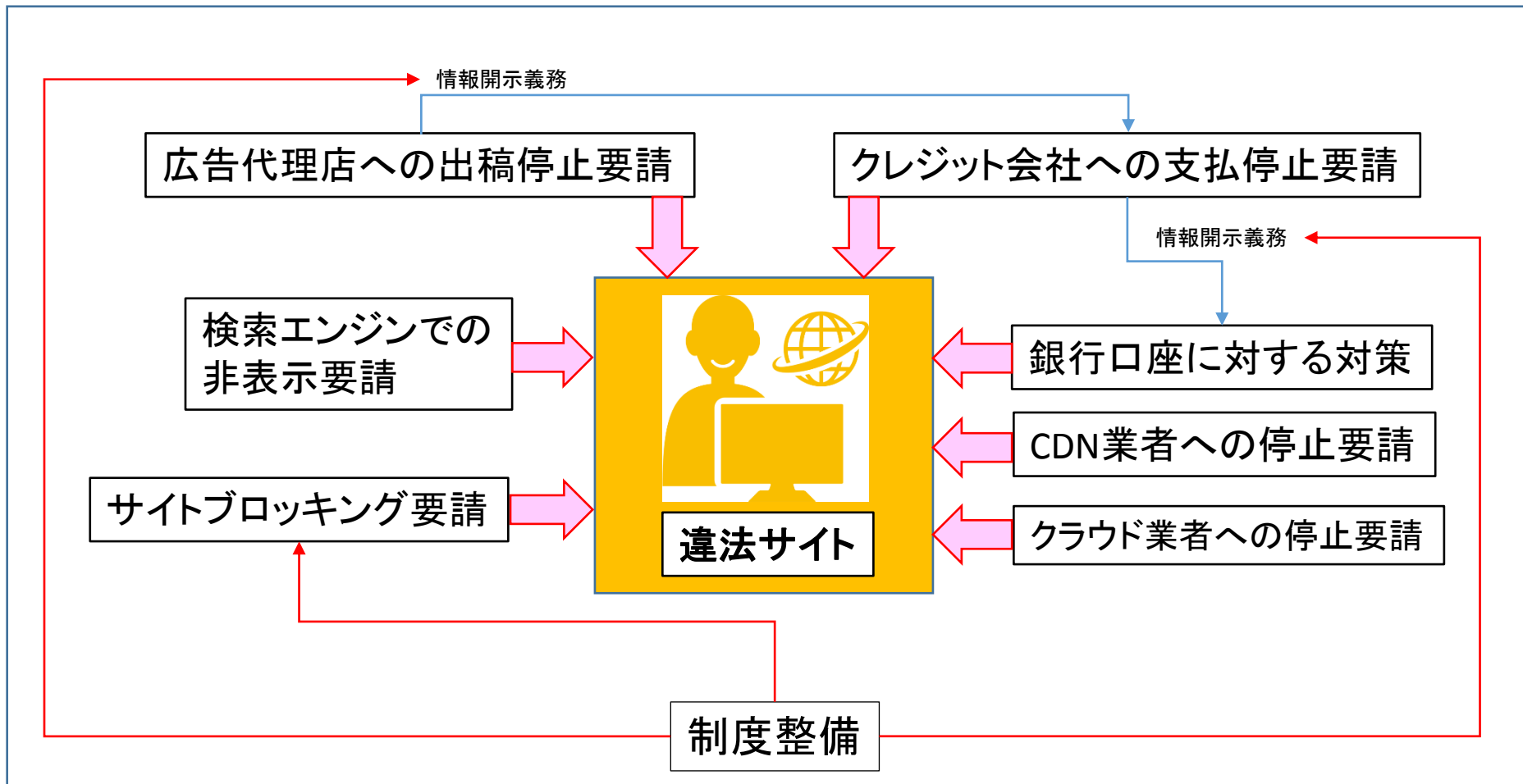
※機能してしまった違法サイトを速やかに阻止する対策

＜社会からの切り離し方策＞



4) 違法サイトを社会から隔離する対策(間接対策)

※機能してしまった違法サイトを速やかに阻止する対策



※これらの対策を、IT有識者の意見を取り入れつつ、最も効果的に、コンテンツ違法流通対策協議会(仮称)が運用を行う。